

○江南市立学校給食センター見学及び学校給食の試食に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、江南市内の児童生徒、教職員等の学校給食に対する理解を深めてもらうとともに、未来を担う児童生徒の心身の健全な発達に役立てるため、江南市立学校給食センター（以下「給食センター」という。）の見学及び学校給食の試食（以下「試食」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 見学及び試食を行うことができる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 江南市に在住する小中学校の児童生徒及び教職員
- (2) 前号に同伴する児童生徒の保護者等
- (3) その他教育委員会が認める者

(実施方法)

第3条 見学及び試食を行うことができる期間は、当該年度の5月から2月までの期間内における給食センターの稼働日時で、給食センター所長（以下「所長」という。）が認めた日時とする。

- 2 見学及び試食を行うことができる人数は、10人以上50人以内とする。
- 3 見学及び試食の行程は、別表に掲げるものとする。ただし、所長が認めるときは、この限りでない。
- 4 試食において、アレルギー対応食の提供は行わないものとする。

(申請等)

第4条 見学及び試食をしようとする者（以下「申請者」という。）は、事前に給食センターに希望日を電話連絡し、実施日の14日前（14日前が江南市の休日を定める条例(平成元年江南市条例第32号)第1条第1項に規定する市の休日にあたる場合は市の休日を除いた前日。)までに江南市立学校給食センター見学等承認申請書（様式第1号）を所長に提出するものとする。

2 所長は、前項に規定する申請があった場合は、速やかにその内容を審査のうえ、承認の可否を決定し、江南市立学校給食センター見学等承認（不承認）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

3 前項に規定する承認の通知を受けた申請者が承認を受けた事項を変更又は中止しようとする場合は、実施日の7日前（7日前が江南市の休日を定める条例第1条第1項に規定する市の休日にあたる場合は市の休日を除いた前日。）までに江南市立学校給食センター見学等内容変更・中止届出書（様式第3号）を所長に提出するものとする。

（変更又は中止）

第5条 所長は次に掲げる場合は、見学又は試食の変更又は中止をすることができる。

（1）災害、事故又は警報発令等により学校給食を中止する場合

（2）その他給食センターの業務に支障を及ぼすおそれがある場合

（費用負担等）

第6条 第2条第2号及び第3号に該当する者で、試食を希望する者は、小学校給食または中学校給食を選択するものとする。

2 前項に規定する試食に係る必要な費用（以下「試食費用」という。）は、試食をしようとする日の7日前までに納付通知書に記載の金融機関に納付するものとし、小学校給食を選択した場合は、小学校における一食当たり給食費と同一とし、中学校給食を選択した場合は、中学校における一食当たりの給食費と同一とする。なお、申請者は、実施日に納付通知書兼領収書を持参することとする。

（試食費用の還付）

第7条 申請者が納付した試食費用は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、歳入徴収職員は、収支命令者による江南市立学校給食センター試食費用過誤納金還付決議書（様式第4号）の決定を経て、速やかに申請者へ江南市立学校給食センター試食費用過誤納金還付通知書（様式第5号）を通知し、申請者から江南市立学校給食センター試食費用

過誤納金還付請求書（様式第6号）が提出された場合、その一部又は全部を還付することができる。

- （1）第5条の規定により所長が見学又は試食の変更又は中止をしたとき。
- （2）申請者が利用の日の7日前までに所長の承認を受けて試食を変更・中止したとき。
- （3）申請者の原因によらない理由により、見学等が不能となり中止しなければならなくなったとき。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和7年9月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 施行日から令和8年3月31日までの間における第3条第1項の規定の適用については、「当該年度の5月から2月までの期間内」とあるのは、「当該年度の11月から2月までの期間内」とする。

別表（第3条関係）

Aコース（見学のみ）

タイムライン(午前)	内容
9:30	集合（給食センター玄関前）
9:40	見学、釜混ぜ体験
10:40	センター概要等説明、DVD上映
11:00	質疑応答・アンケート
11:15	解散

Bコース（午前の見学と試食）

タイムライン(午前)	内容
10:30	集合（給食センター玄関前）
10:40	見学、釜混ぜ体験
11:10	センター概要等説明、DVD上映
11:30	質疑応答
11:40	配膳
11:50	試食
12:10	片付け・アンケート
12:20	解散

江南市立学校給食センター見学等承認申請書

江南市立学校給食センター所長様

【申請者】

団体名 _____

代表者氏名 _____

住所 _____

連絡先 TEL _____

江南市立学校給食センター見学等について、次のとおり申込みます。

記

実施希望日時 とコース	年 月 日	<input type="checkbox"/> Aコース（見学のみ） <input type="checkbox"/> Bコース（午前の見学と試食）
参加人数	・見学者数	教職員 _____ 名 小学生 _____ 名 中学生 _____ 名 幼児 _____ 名 大人（保護者等） _____ 名 合計 _____ 名
	・試食者数	教職員 _____ 名 小学生 _____ 名 中学生 _____ 名 大人（保護者等） _____ 名 合計 _____ 名
	※幼児は注文できません。	
(試食する場合)	希望する番号に○を付けてください。	
献立の選択	1 小学校給食	2 中学校給食

【備考】

- ・営利目的又は観光目的での見学については、本来の趣旨と異なることからお断りします。
- ・災害、事故又は警報発令等により学校給食が中止又は変更される場合があります。
- ・給食センターの業務に支障を及ぼすおそれがある場合は中止又は変更される場合があります。

Aコース（見学のみ）

タイムライン(午前)	内容
9:30	集合（給食センター玄関前）
9:40	見学、釜混ぜ体験
10:40	センター概要等説明、DVD上映
11:00	質疑応答・アンケート
11:15	解散

Bコース（午前の見学と試食）

タイムライン(午前)	内容
10:30	集合（給食センター玄関前）
10:40	見学、釜混ぜ体験
11:10	センター概要等説明、DVD上映
11:30	質疑応答
11:40	配膳
11:50	試食
12:10	片付け・アンケート
12:20	解散

年 月 日

江南市立学校給食センター見学等承認（不承認）決定通知書

【申請者】

様

江南市立学校給食センター 所長
(公印省略)

江南市立学校給食センター見学等について下記のとおり決定しましたので
通知します。

記

区 分	内 容
<input type="checkbox"/> 承認します 1 Aコース (見学のみ) 2 Bコース (午前の見学と試食)	日 時： 年 月 日 見学者数：教職員 名 小学生 名 中学生 名 幼児 名 大人（保護者等） 名 合計 名 試食者数： 小学校給食 円× 名 = 円 中学校給食 円× 名 = 円 ※第 2 条第 1 号に該当する者（私学等は除く）は、所属校での徴収になります。 ※試食費用については、発行された納付書にて上記日時の 7 日前までにお支払いください。また、試食の当日は、支払後の納付通知書兼領収書をお持ちください。
<input type="checkbox"/> 承認しません	理由：

【見学及び試食に関する注意事項】

- 1 駐車スペースが限られていますので、参加者乗り合わせのうえ、お越しく下さい。

- 2 小中学校の児童生徒及び教職員は上履きと上履きを入れる袋をお持ちください。
- 3 見学できる場所は、衛生管理上2階の見学通路及び研修室のみとなり、調理場内に入ることはできません。
- 4 当日、体調の悪い方（ウイルス性疾患に感染の疑いのある方）は参加をご遠慮ください。
- 5 災害、事故又は警報発令等により学校給食が中止となった場合は、見学等は中止となります。
- 6 給食センターの業務に支障を及ぼすおそれがある場合は中止又は変更される場合があります。
- 7 試食がある場合、配膳は各自で行っていただくため、エプロン、三角巾及びマスクをご準備ください。
- 8 施設内への食べ物の持ち込み（お茶等の飲み物は可能）及び試食の持ち帰りはできません。
- 9 参加人数を変更される場合、遅滞なく江南市立学校給食センターへご連絡のうえ、実施日の7日前までに江南市立学校給食センター見学等内容変更・中止届出書をご提出ください。
- 10 敷地内は禁煙です。
- 11 見学後、アンケートへのご協力をお願いする場合があります。
- 12 見学等にご不明なことがあれば、お気軽に江南市立学校給食センターへお問合わせください。

江南市立学校給食センター見学等内容変更・中止届出書

江南市立学校給食センター所長様

【申請者】

団体名 _____

代表者氏名 _____

住所 _____

連絡先 TEL _____

江南市立学校給食センター見学等について、下記のとおり変更したいので届出します。

記

変更内容	変更 ・ 中止 （ 月 日実施分） ※どちらかに○
------	---------------------------

※変更の場合は、下記の記入をお願いします。

実施希望日時 とコース	年 月 日	<input type="checkbox"/> Aコース（見学のみ） <input type="checkbox"/> Bコース（午前の見学と試食）
参加人数	・見学者数	：教職員 _____ 名 小学生 _____ 名 中学生 _____ 名 幼児 _____ 名 大人（保護者等） _____ 名 合計 _____ 名
	・試食者数	：教職員 _____ 名 小学生 _____ 名 中学生 _____ 名 大人（保護者等） _____ 名 合計 _____ 名
		※幼児は試食できません
(試食する場合)	希望する番号に○を付けてください。	
献立の選択	1 小学校給食	2 中学校給食

【備考】

- ・営利目的又は観光目的での見学については、本来の趣旨と異なることからお断りします。
- ・災害、事故又は警報発令等により学校給食が中止又は変更される場合があります。
- ・給食センターの業務に支障を及ぼすおそれがある場合は中止又は変更される場合があります。

様式第 4 号（第 7 条関係）

(決 裁 欄)	処 理	収 納 簿	命 令 年 月 日 . No
---------	--------	-------	----------------------

江南市立学校給食センター試食費用過誤納金還付決議書

下記のとおり過誤納金として還付してよろしいか。

住 所 _____

氏 名 _____

年度					会計			
科 目					収 納 済 額	納 入 年 月 日	更 生 額	還 付 額
款	項	目	節	区 分				

過誤納となった理由

様式第6号（第7条関係）

江南市立学校給食センター試食費用過誤納金還付請求書

年 月 日

江南市長様

【申請者】

団体名 _____

代表者氏名 _____

住所 _____

連絡先 TEL _____

試食内容の変更により、試食費用に還付が生じたため、下記の口座へ入金してください。

指 定 口 座	ゆう ち よ 銀 行	金融機関名		本支店名		口座名義（カタカナ）				
	以 外 の 銀 行	金融機関コード	店舗コード	預金種別		口座番号				
				□普通 □当座						
	ゆう ち よ 銀 行	通帳番号		通帳記号			口座名義（カタカナ）			

※銀行名、支店名、口座番号等に誤りがないか、通帳等で確認してください。
ゆうちょ銀行の場合、記載した記号番号で誤りがないか確認してください。